

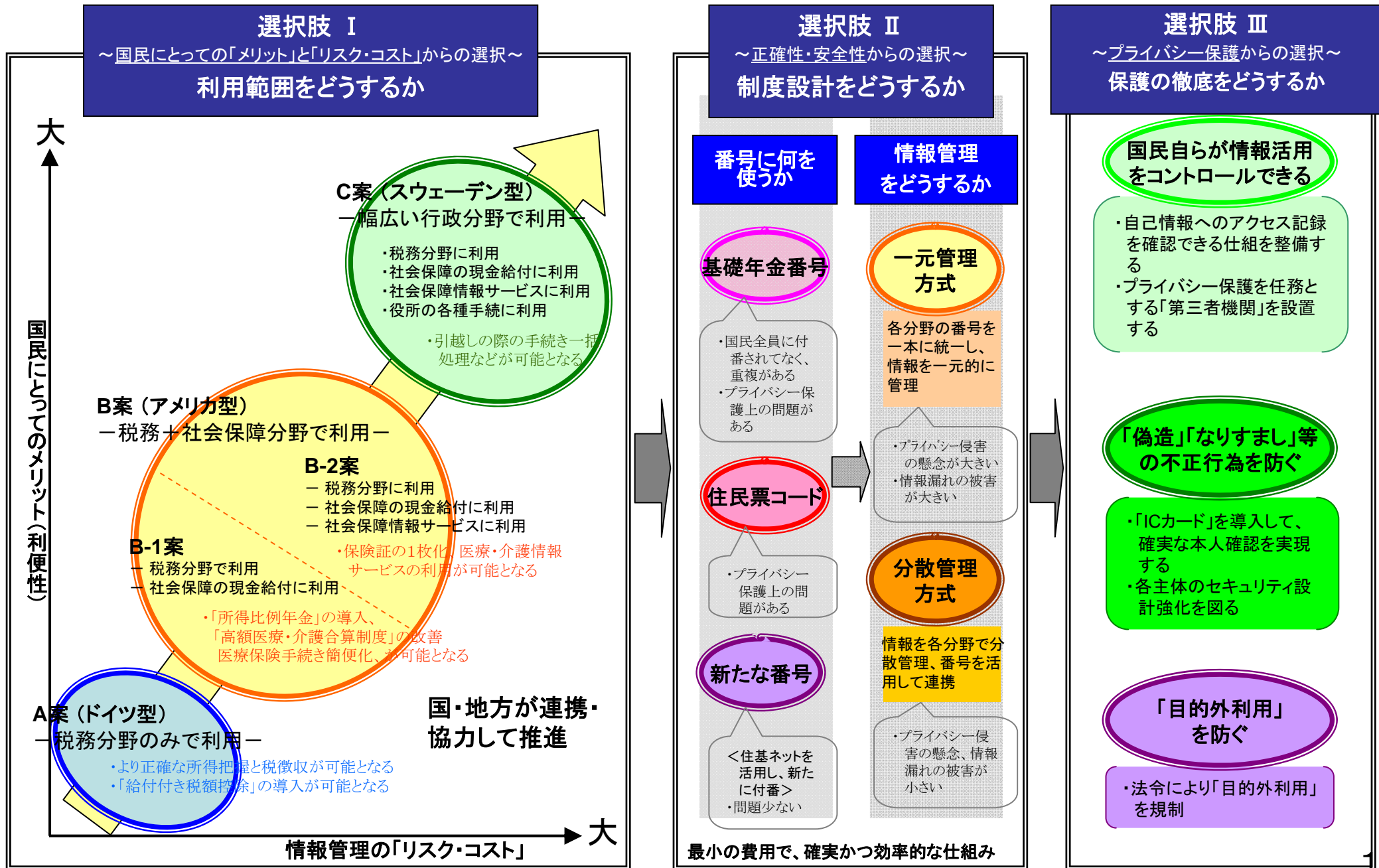
社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

中間取りまとめ(案)

2010年6月29日

社会保障・税に関わる番号制度 ～3つの視点からの「選択肢」～

＜ 国民の権利を守るための番号に向けて ＞



選択肢 I ー利用範囲をどうするかー

利用範囲	具体的な内容
<p>A案(ドイツ型) 税務分野のみで利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ より正確な所得把握と税徴収が可能となる ○ 「給付付き税額控除」の導入が可能となる <p style="text-align: right;">さらに</p>
<p>B案(アメリカ型) 社会保障の現金給付に利用</p> <hr/> <p>税務分野 + 社会保障分野で利用</p> <p>社会保障情報サービスに利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「所得比例年金(所得に応じた年金給付)」の導入が可能となる ○ 「高額医療・高額介護合算制度(※)」の改善が可能となる <small>※医療・介護の自己負担の合算額が上限額を超えた場合に還付される制度の申請手続きの簡素化・迅速化、対象の拡大などの制度改善が可能となる。</small> ○ 医療保険などの申請手続きの簡便化、給付に要する期間の短縮が可能となる ○ 社会保障の不正受給の防止が強化される <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金手帳・医療保険証・介護保険証等を一枚にすることが可能となる ○ 「医療・介護情報サービス(希望者に、自らの健診情報やサービス利用、費用支払情報を提供するサービス)」の利用が可能となる ○ 医療の向上(希望者について、過去の投薬内容等を複数の病院間で参照し、より適切な治療を受けることなど)が可能となる ○ 医療・医学研究のベースとなる正確な統計・データの整備が容易になる <p style="text-align: right;">さらに</p>
<p>C案(スウェーデン型) 幅広い行政分野で利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役所での各種手続きの簡素化・迅速化・正確性の向上が可能となる <ul style="list-style-type: none"> ・引越しなどの際の申請・届出の手続きを一か所で行う ・各種手続きにおいて、住民票の写しなどの証明書の取得を省略する ○ 行政からのお知らせが、パソコンや携帯電話などでどこでも確認できるようになる <p style="text-align: right;">さらに</p>

(注)地方公共団体については、各地方公共団体の処理している事務の現状を踏まえて検討し、国・地方公共団体が連携・協力して推進。

選択肢Ⅱ — 制度設計をどうするか —

番号に何を使うか

最小の費用で、確実かつ効率的な仕組み

番号	課題等
基礎年金番号	<ul style="list-style-type: none"> ○国民全員に付番されておらず、重複もある。 ○プライバシー保護の観点から、納税者番号として商取引相手などに見せるのは望ましくない。
住民票コード	<ul style="list-style-type: none"> ○プライバシー保護の観点から、納税者番号として商取引相手などに見せるのは望ましくない。
新たな番号	<ul style="list-style-type: none"> ○「住民票コード」と対応させた新たな番号を付番するならば、上記のような問題を避けられ、投資コストも抑えられる。

情報管理をどうするか

情報管理方式	課題等	諸外国の例
一元管理方式 (各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理)	<ul style="list-style-type: none"> ○一元的・集中的に管理できるので、管理・連携は容易である。 ○プライバシー侵害の懸念があり、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合に被害は甚大である。 	アメリカ 韓国 等
分散管理方式 (情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、共通番号を活用して連携)	<ul style="list-style-type: none"> ○中継データベースの運営管理等が必要である。 ○プライバシー侵害の懸念や、一旦情報漏れ等の事故が生じた場合の被害は少ない。 	オーストリア

選択肢Ⅲ —プライバシー保護など国民の懸念へどう対応するか—

予想される懸念・リスク		考えられる対応策の例
「国家管理」への懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・国家による国民の監視・監督に使われるのではないか ・国家によって、国民の個人情報が支配されるのではないか ・行政庁職員などによる盗み見、不正閲覧、持ち出しによる流出、などに結びつくのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民が、自己情報へのアクセス記録を、自ら確認できる仕組みを整備する。 ○国民のプライバシー保護を任務とする「第三者機関」を政府外に設置する。
「不正行為」のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造」「なりすまし」などによって、不正にのぞき見されるのではないか。 ・情報が漏れたり改ざんされたりするのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ICカード」を導入し、確実な本人確認ができる仕組みとする。 ※ 既存の安定した仕組みとして住基カード活用も可能 ○個人情報を保有する機関におけるセキュリティの設計強化を図る。 ○「分散管理方式」を導入すれば、各分野の個人情報はそれぞれが管理し、中継データベースを通じて安全な連携が可能となる。
「目的外利用」のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手に個人情報を目的外に利用することが生じるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令により「目的外利用」の厳密な禁止・罰則など規制を強化する。

有識者ヒアリングでの意見 ～選択肢の視点から～

選択肢 I 利用範囲について

“番号制度の導入は、適正課税と利便性のための基盤整備として必要である。”

“利用範囲が税務だけでは、適用可能なサービスは正確な所得把握だけで国民にメリットが感じにくいので受け入れにくいのではないか。”

“社会保障への不安・不信が高まっている今だからこそ、国民が安心できる信頼性の高い制度・仕組みをつくるため、改めて社会保障制度のもつ“所得再分配”機能を重視・強化すべき。”

“国民健康保険や生活保護等に番号制度を導入すれば、所得の把握などがより効率化され、自立支援等に注力できるようになるため、実務の多くを担う市町村から見ても、社会保障分野に番号を活用しようと検討している方向性は正しく、必要と考える。”

“各種申請・手続きで利用されれば、国民全体が利便性を感じるほか、行政の効率化、コスト削減効果など、メリットが大きい。さらに医療・介護へも適用すれば利便性は更に向上するが、個人情報保護の観点からの慎重な検討が必要で、その場合はICカードなどによる正確な認証や法による規制が必須。”

選択肢 II 制度設計について

“転出入の際に共通番号があれば、極めて効率的に事務作業を行える。従って、新しい番号制度のシステムを立ち上げるより、住民に既に定着した住民基本台帳ネットワークを有効に活用して、無駄のないようにすべきではないか。”

“導入コストを抑えつつ、正確に国民を識別するために、住基ネットシステムを有効に活用すべきであり、また、プライバシー保護の観点から、情報分散管理方式を採用すべきである。”

“番号制度は、市町村が支える住基ネットと関連するだけでなく、自治体も各分野で利用するため、円滑な実施を図るには、制度設計や運用の具体化に際し、地方の意見をよく聞き、十分に反映しながら進めてほしい。”

選択肢 III プライバシー保護の方法について

“国民の個人情報を安全かつ適切に管理・活用するための仕組みを併せて導入することが必要であり、例としては、分野ごとの番号を連携する仕組みとし、見せる番号・見せない番号を使い分ける、ICカードの活用、本人が自己の情報へアクセスし、管理できる仕組みの組み込み、個人情報保護／情報公開を監督する第三者機関の設置などが考えられる。”

“プライバシー問題に配慮し、中継データベース方式とすること、アクセスログがとれ本人も確認できるようにし抑止力を働かせること、罰則等の法的整備が必要である。また、国民一人ひとりにとって、安全・安心、プライバシーが維持されるためには、行政権力から独立した三条委員会が国民のために設置されることが、設計上不可欠である。”

“ICカードにより、個人を確実に認証することが可能となり、高いセキュリティ強度の情報基盤が構築される。そのためにサービスの利用範囲が拡大され、利便性・効率性が上がる。”

「番号」の導入に係る費用・期間

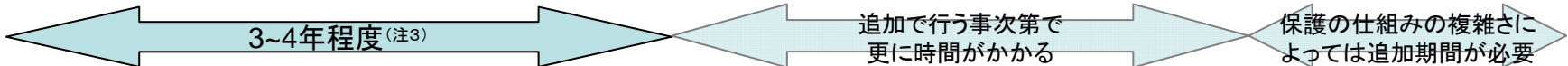
「番号」を導入するための費用・期間は、一般的に情報の活用範囲を広くするほど関係者が増え、強力な個人情報保護対策が必要になるなど、多く・長くかかることとなる。

また、① 個人情報保護の仕組みのあり方やクラウドの利用等で相応の増減があり得ること、
 ② 費用を誰がどのように分担するか、別途検討の必要があること等にも留意する必要がある。

【一定の前提を置いた粗い試算】^(注1)

利用範囲	導入費用 ^(注2)					
	付番関係	情報連携基盤関係	情報活用関係		個人情報保護関係	
A案 (税務分野)	・付番、通知、番号管理プログラム開発等費用 (200億～300億程度)	・情報連携のためのシステム開発等及びネットワーク費用 (500～700億円程度)	・税務関係機関におけるシステム開発費用(地方公共団体の地方税部局含む) (600～1300億円程度)	・社会保障関係機関(保険者及び地方公共団体福祉部局等)のシステム開発費用(700～800億円程度)	・医療機関や介護事業所等におけるシステム開発費用 ・各機関におけるシステム開発費用	・第三者機関の設置 ・自己情報管理機能 ・強固なセキュリティ ・ICカード導入 (273千億円程度) など
B案 (税務) + (社会保障分野)			・税務当局に調書を提出する民間セクター(金融機関等)におけるシステム開発費用			
B-1 (社会保障の現金給付) B-2 (社会保障情報サービス)						
C案 (幅広い行政分野)						

期間



(注1) 海外事例や個別分野における過去のシステム改修費用等を参考とし、それと同程度の開発・改修が必要となる等という仮定に基づいて試算したものもある。従って、番号の制度設計によって、実際のシステム改修の程度やその費用が異なることに留意。

(注2) 運用経費(ランニングコスト)が別途必要であることに留意。

(注3) A案でも制度導入(番号配布)までに3年程度、システム稼働までに4年程度。